

## 第 21 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月12日(水)午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 第62号 農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 第3 報告
    - 第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第21回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第21回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番中野文子委員、議席番号4番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和7年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「申請地を譲り受け農業経営の拡張を図りたい。」、譲渡人は「譲受人の要望により申請地を譲り渡したい。」とのことです。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては3月7日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載のとおりです。申請理由は「私達は現在、館林市に夫婦と子供1人で住んでいます。自分の家が欲しいと思い土地を探しておりましたところ、妻の実家の隣の申請地を譲ってもらえることになり、資金の都合もつきましたので、自己の住宅を建築したく申請します。」とのことです。</p> <p>転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>1番金子節夫委員</p>
<p>1番（金子）</p>	<p>1番金子です。3月7日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は国道354号線の赤堀信号から北東に630メートルのところに位置しています。以前に農業振興地域農用地区域内から除外しております。農地区分は第一種農地と判断されますが、集落接続による不許可の例外に該当されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「当社は現住所地において、中古車販売業を主として営んでおります。中古車両をオークションより仕入れ、イギリス、パキスタン等に輸出し、現地業者に売却していきます。昨年度取り扱った台数は約200台です。この度、現在使用の中古車両置場は貸借利用していますが手狭なため、交通の便も良く広大な土地を確保できないか日々苦慮していたところ、不動産業者より申請地を紹介され、資金面の都合もつきましたので、購入することにしました。尚、隣接地である山林も併せて購入します。伐根整地し、外部からの土砂埋立はありません。周囲は新設出入口を除き安全鋼板を設置します。」とのことです。</p> <p>転用目的は「露天中古車両置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては8ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>1番金子節夫委員</p>
<p>1番（金子）</p>	<p>1番金子です。3月7日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料の8ページ、付近状況図は9ページを参照してください。申請地は国道354号線の篠塚東の信号から南西に900メートルのところに位置しております。隣接している西側は山林となっております。農地区分は第一種農地と判断されますが、山林との一体利用であり、全体事業地の農地の割合が3分の1以内であるため、不許可の例外に該当します。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「現在我が社では再生可能エネルギー発電売電事業として、太陽光発電売電事業を営んでおります。当該申請地は近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、町道に接していることもあり、利便性があります。付近に既存の電柱もあり、太陽光発電を行うことに適していると思い選定しました。再生可能エネルギー開発事業を業務拡大し、環境問題へも取り組んでいきたいと考え、本申請に及んだ次第です。」とのことです。</p> <p>転用目的は、「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては12ページから15ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>6番横山宏委員</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>6番横山です。3月7日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内、案内図は資料の12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は東武小泉線の東小泉駅から南東に470メートルのところに位置しております。農地区分は公共施設近距離区域内農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろ</p>

6 番 (横山)	しくお願いいたします。
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4 番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「私共会社は、土木建築工事業を営んでおります。今回、申請地について許認可手続きを確認しましたところ、農地法の手続きを怠っていたことが判明したため、早々申請する次第であります。誠に申し訳ございませんが、許可くださりますようよろしくお願い申し上げます。」とのことです。</p> <p>転用目的は、「露天駐車場用地（賃貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては16ページから19ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>4番高田洋子委員</p>
4 番 (高田)	<p>4 番高田です。3月7日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は国道354号線の狸塚南の信号から北東に50メートル以内のところに位置しております。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>5番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「現在、中古自動車及び中古自動車部品の販売、輸出を行っております。事業も順調に伸びておりますが、中古自動車車両置場が近くに無く困っておりましたところ、絶好の立地条件を備えております申請地が見つかりました。今回、申請地を取得し、中古自動車置場及び管理棟用地として利用いたしたく申請します。」とのことです。</p> <p>転用目的は、「中古車置場及び管理棟用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては20ページから24ページを参照してください。</p> <p>説明を加えます。周囲を高さ1.5メートルのネットフェンスで囲み、申請地内のほぼ中央に単粒土砕石の雨水貯留槽を設け、敷地内全体をその貯留槽に向かってレベルを付け、敷地内の雨水を導き雨水浸透処理を行う計画です。また全体のレベルを合わせるように盛土嵩上げを行い、敷地全体の平均で盛土高は37.4センチメートルとなる嵩上げ計画ですが、盛土嵩上げするレベルは、隣接道路以上の高さには致しません。更に隣地が農地となる箇所については、角度30度以下法面で土羽を設ける施工とする計画です。これらにより周辺への被害はないものとする計画です。また、嵩上げを行うことから、当町の土砂条例である、「邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定による許可申請も、当町の担当部署の指導及び事前協議の上、提出しております。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>

6 番 (横山)	<p>6 番横山宏委員</p> <p>6 番横山です。3 月 7 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料の 20 ページ、付近状況図は 21 ページを参照してください。申請地は県道矢島大泉線の水立信号から南に 50 メートルのところに位置しております。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。2 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願い致します。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第 62 号、農用地利用集積等促進計画 (案) の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、「令和 7 年度 5 月、農用地利用集積等促進計画 (案)」について事務局より、説明を願います。</p>
事務局 (國府田)	<p>別添の資料「農用地利用集積等促進計画 (案)」をご覧ください。議案第 62 号、農用地利用集積等促進計画 (案) について、次のとおり農用地利用集積等促進計画 (案) について、意見の決定を求めます。</p> <p>まず、前段の説明として、令和 6 年度までは農業経営基盤強化促進法における農地の貸借契約については、農用地利用集積計画として農業委員会への意見聴取後、町当局より公告、という流れで行っておりましたが、法令改正により、農用地利用集積計画が廃止され、農用地利用集積等促進計画になり、それに伴い、町での公告ではなく、農地中間管理機構へ提出し県知事が認可、公告を行い効果が発生するというに変更となります。</p> <p>それでは改めて別添の資料「農用地利用集積等促進計画 (案)」をご覧ください。今回貸借される農地について説明さ</p>

事務局(國府田)	<p>せていただきます。面積は田が413,563平方メートル、畑が138,203平方メートル、合計面積は551,776平方メートルです。筆数は田が265筆、畑が107筆、合計372筆です。農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために、この計画を定めるよう、法令に従い農地中間管理機構へ提出・要請したいと考えております。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。「令和7年度5月農用地利用集積等促進計画(案)」について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>よって、本件は原案のとおり、農地中間管理機構へ送付することに決定いたしました。</p>
事務局(國府田)	<p>次に議事日程第3、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より報告を願います。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年3月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「分譲住宅用地(売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては25ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地(使用貸借)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては25ページを参照してください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地(売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては25ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>

会長（横山）

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第21回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年3月12日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 中野 文子

委員 高田 洋子